

高収益作物次期作支援交付金について

1. 事業内容

新型コロナウイルス感染症の発生により、卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた、野菜・果樹・花き・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者に対して支援が受けられます。

2. 対象者

以下の条件を満たす方で、下記4.に関する取り組みを実施する方が対象です。

- 令和2年2月以降で高収益作物(野菜・果樹・花き・茶)の出荷実績がある。又は廃棄等により出荷できなかったことがあること。
- 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は加入を検討していること。

3. 事業実施期間

令和2年4月30日～令和3年3月31日まで。事業の申請は、国による公募期間に実施されます。
(※公募は、令和2年6月中旬開始予定。)

4. 取り組み

① 需要対応生産支援

同一ほ場で下記の取組項目の2つを実施する必要があります。

取組面積※ × 5万円/10aを交付

※中山間地域等では取組面積 × 5.5万円/10a

【施設園芸の交付単価】※

施設花き等：10a当たり80万円

施設果樹：10a当たり25万円

※対象品目については、加温設備のある花き・果樹等が示されていますが、詳細は調整中となっています。

| 取組類型 | 取組項目 |
|-----------------------------|---------------------------------|
| ア 生産・流通コストの削減に資する取組 | ①機械化体系の導入 |
| | ②集出荷経費の削減に資する資材の導入 |
| イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組 | ①品目・品種等の導入 |
| | ②肥料・農薬等の導入 |
| | ③灌水設備等の導入 |
| ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 | ①土壌改良・排水対策の実施 |
| | ②被害防止技術の導入 |
| エ 作業環境の改善に資する取組 | ①労働安全確認事項の実施(講習会の受講等) |
| | ②農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入 |
| オ 事業継続計画の策定の取組 | ①事業継続計画の策定 |

エとオの両方選択は不可
(例:エ①・エ②、エ(①or②)・オの組合せは不可)

② 需要促進取組支援

下記の取組項目を実施(複数実施可能)した場合に支援が受けられます。

取組面積※ × 2万円/10aを交付

※中山間地域等では取組面積 × 2.2万円/10a

| 取組類型 | 取組項目 |
|-------------------------------|--------------------|
| ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備 | ①新規契約の締結 |
| | ②追加契約の締結 |
| | ③需要開拓による販路の変更 |
| イ 新品種・新技術導入等に向けた取組 | ①県知事が定める新品種の導入 |
| | ②県知事が定める新技術の導入 |
| ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組 | ①残留農薬基準等への対応 |
| | ②有機農業の認証取得に向けた取組 |
| | ③GAPの認証取得に向けた取組 |
| | ④花き生産総合認証の取得に向けた取組 |

③ 厳選出荷に取り組む生産者への支援※

花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組への支援が予定されています。
※取組内容等、詳細は調整中となっています。

5. 成果目標

生産体制の強化、需要開拓等の取組により、事業実施地区の対象品目の作付面積の増加が求められます。
(目標年度:令和3年度末)

目標達成の考え方



※申請をされる方は、次期作も現状面積以上の作付けが基本となります。

令和4年度に事業評価報告を実施

申請希望者を対象に、交付金事業説明会を開催いたします。
開催日など、詳しい内容についてはお近くのJA(営農経済センター)へお問い合わせください。